平成28年労第210号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、B 所在の会社Cセンターにおいて電気職として就労していた。

請求人によると、入社以来、強い心理的負荷のかかる出来事の連続であり、また、課長代理であった前任者と同じレベルの仕事を求められたにもかかわらず、誰からも何のフォローも得られず、就業時間後は一人で残業することが多くなり、仕事のことを考えると夜眠れなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「全般性不安障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、 監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神 障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の 処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定(略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を検討したうえで、請求人の症状は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインに照らして検討すると「F41 他の不安障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断するのが妥当であるとしている。当審査会としては、請求人の発病の経緯とその症状からみて専門部会の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月頃に本件疾病を発病したものと判断する。
 - (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。
 - (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。) において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見

受けられない。

- (4) そこで評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、請求人は、同僚らからの、①工事対応に係る作業指示の不手際、②取引業者の提出書類に係る検算についての注意、③エアコンの切り忘れに係る注意などを主張していることから、以下、検討する。
 - ア 上記①の工事対応に係る作業指示の不手際について、請求人は、要旨、「F TTH工事はE会社の担当にも関わらずGから対応するよう指示され、結果、 Gから対応中止という逆の指示を受け、訳がわからず驚愕した。」と述べて いる。

この点、Gは、要旨「FTTH工事を請求人に対応するよう指示したことはなく、請求人が何もわからないまま現地に行こうとしたので止めるよう指示した。」と述べている。当審査会としては、請求人とGとの間にFTTH工事の対応について何らかの行き違いがあったと推認されるも、一件記録を精査しても、Gが誤った指示をしたとまでは確認し得ず、同出来事を認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に当てはめて検討するも、決定書理由に説示するとおり、業務をめぐる考え方の相違であると認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 上記②の取引業者の提出書類の検算に係るトラブルについて、請求人は、 要旨、「業者が作成した見積書はエクセルで集計されており、確認の必要性 について事業場で異を訴えたところ、Gから注意を受け、Gに恐怖感のよう なものを持った。」と述べている。

この点、Gは、要旨「業者の見積もりには入力ミスなどの誤りがあるので、会社では、必ず担当者が電卓で検算してチェックすることになっており」、請求人に対して「もう、信用できへん」と発言したとしている。この出来事を認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、Gが多少きつい口調だったとしても、会社における事務処理の手順を指示したに過ぎないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ 上記③のエアコンの切り忘れに係る注意について、請求人は、要旨、「退

社時にエアコンを切り忘れたことを、Hから1日に3回も注意され、精神的に圧迫感を覚えた。」と主張している。

この点、Hも請求人に対して「土曜日はより念入りに確認しないとダメですよ」と言ったことを認めているものの、Hは、土曜日に最終退出者の請求人がエアコンを切り忘れていたので、念入りに確認するよう1回注意したが口調は特に厳しいものではなく、2回も3回も注意はしていない旨述べている。この出来事を認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に当てはめると、決定書理由に説示するとおり、Hは再発防止のための注意喚起を行ったに過ぎず、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていたとは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

- エ なお、請求人は、その他の業務上の出来事として、未経験の業務を何のフォローもないままやらされたことは、「達成困難なノルマを課された」、「複数名で担当する業務を一人で担当するようになった」と主張するが、請求人は、前任者と約2週間の引き継ぎ期間を経て業務に従事しており、支援体制も整っていたと認められることから、不慣れな職場で多少の不安感があったとしても、過大な業務量やノルマ等も認められないものであり、請求人の主張を採用することはできない。
- オ さらに、請求人は、入社直後に現地確認を指示されたこと、メールが分かりにくいこと、残業の報告を問い詰められたことなどを主張するが、いずれも請求人の一方的な主張があるのみで、審査資料を精査するも客観的証拠は認められず、請求人主張を採用することはできない。
- (5)以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、いずれも「弱」であり、恒常的長時間労働もないことから、その全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断されることから、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。